

団体長期
障害所得
補償

所得の補償

単品
OK割引
20%
団体割引
20%

特長

- **病気やケガ** で働けなくなり、その期間が
免責期間*1(90日)を超えた 場合に、
最長満60歳の誕生日 まで
長期間にわたり保険金をお支払いします。

※保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間は、55歳以上の場合は5年となります。

- **メンタルヘルス不調等の精神障害** の
場合に保険金をお支払いします(認知症・メンタル
疾患補償特約セット)。

※アルコール依存、薬物依存等一部の精神障害は補償の対象となりません。
また、保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間は2年となります。

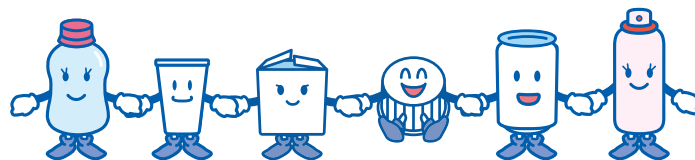
保険料は更新時
(毎年10月1日時点)
の年齢により、
5歳刻みで変更となります



- 免責期間*1経過後、**一部復職した場合も就業に支障** があり、
一定割合(20%)超の所得喪失がある 場合、
所得喪失割合に応じて保険金をお支払いします。

- ご加入の際、**医師の診査は不要** です!
加入依頼書等に健康状態を正しくご記入ください。
告知いただいた内容によっては、ご加入をお断りすることがあります。

*1 保険金をお支払いしない期間をいいます。



注意

加入できるのは、お一人さま10口までです。

※ご加入の月額保険金額(支払基礎所得額)は、平均月間所得額*1の範囲内、かつ、上限口数(10口)以下で設定してください。平均月間所得額*1を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。

*1 加入申込み直前12か月における保険の対象となる方(被保険者)ご本人の所得*2の平均月額をいいます。

*2 「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合についてはこのパンフレットのP30をご確認ください。

新規ご加入の方、更新にあたり補償内容をアップされる方は健康状態の告知が必要です。
加入依頼書等に健康状態を正しくご記入ください。告知いただいた内容によっては、ご加入をお断りすることがあります。

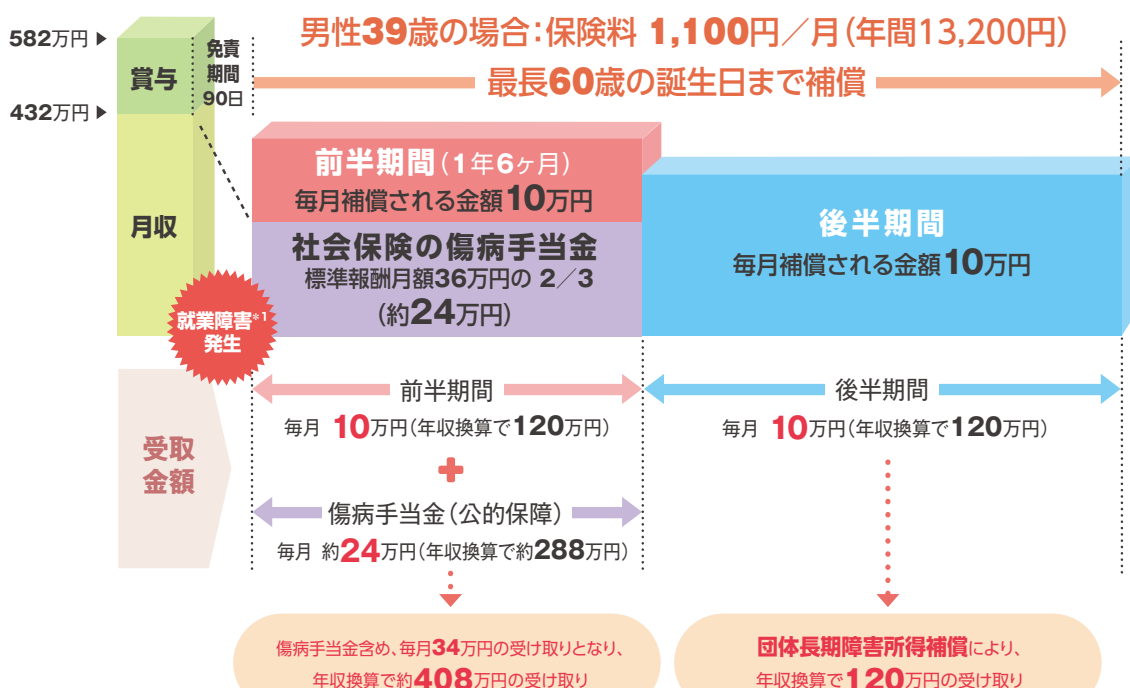
保険金額・保険料表

保険の対象となる方についてはP.8の **図2** をご覧ください。

タイプ名(本人型)		GL(男性)	GL(女性)
1口あたりの保険金額 (月額)		5万円	
月払保険料	年齢		
	15~24歳	400円	260円
	25~29歳	410円	330円
	30~34歳	440円	430円
	35~39歳	550円	640円
	40~44歳	780円	990円
	45~49歳	1,060円	1,340円
	50~54歳	1,230円	1,440円
	55~59歳	1,730円	1,810円

※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢(団体契約の始期日(2025年10月1日)時点の満年齢をいいます。)や性別によって異なります。

保険金支払い事例

■ 月収**36万円**、賞与年間**150万円**の年収**582万円**(平均月間所得**48.5万円**)の方で、
加入口数**2口**(保険金月額**10万円**)の場合

※所得喪失割合が100%の場合の事例です。

※本図は補償のイメージをわかりやすく説明するために簡略化したものです。なお、ご契約内容によっては、健康保険の傷病手当金と団体長期障害所得補償のお支払要件が異なることがあります。

※支払基礎所得額(月額)が平均月間所得額の範囲内となるように、加入口数を設定してください。

※1 就業障害の定義については、「補償の概要等」をご確認ください。